

## 各論 5

### 男女平等社会の実現に向けた平等参画の強化

#### 1. あらゆる分野における男女平等参画の推進

- (1) 連合「第4次男女平等推進計画（2013～2020年）」を確実に実行することにより、男女平等参画社会を構築する。具体的には、「ディーセント・ワークの実現と女性活躍の推進」「仕事と生活の調和」「多様な仲間の結集と活性化」の目標達成に向け、取り組みを推進する。
- (2) 具体的には、連合岩手の構成組織において「女性役員の選出組織100%」達成に向けた取り組み強化とあわせ、「連合岩手の役員・機関会議の女性参加率30%」に向け取り組むため、現行計画の見直しについて男女平等参画推進委員会で検討し取り組む。
- (3) 男女共同参画社会基本法の積極的推進をはかるため、連合の「男女平等参画推進マニュアル」を活用し、学習会の開催等、積極的な推進に取り組む。
- (4) 性的指向や性自認にかかわらず、人権が尊重される社会の実現に向け、差別禁止や同性パートナーの権利確保などに向けた、ガイドラインの活用などにより職場環境の改善に取り組む。

#### 2. 雇用における男女平等の実現、ワークライフバランスと両立支援の拡充、均等待遇に向けた取り組み

- (1) 男女間賃金格差を是正するため、春季生活闘争等において賃金改善の取り組みを推進するとともに、生活関連手当の「世帯主要件」の廃止に取り組む。
- (2) 妊娠・出産、育児や介護で離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、「改正育児・介護休業法等に関する連合の取り組み」などにもとづき、非正規雇用労働者を含むすべての労働者の両立支援制度の拡充に取り組む。
- (3) 「子ども・子育て支援」新制度の着実な実施とすべての子どもの豊かな育ちの環境整備に向け取り組む。
- (4) 育児・介護休業法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法等の職場への定着を促進する。

#### 3. 女性委員会の活動強化と女性リーダー等の養成に向けた取り組み

- (1) 「中央女性集会」「女性リーダー養成講座」や東北ブロック主催の「女性会議」等への積極的な参加により女性リーダーの育成につとめる。
- (2) 6月の「男女平等月間」を中心に、男女平等課題を組織内外へ周知する取り組みを展開する。また、あわせて女性の働き方に特化した「労働相談」活動を実施する。
- (3) 各種審議会・協議会への派遣に向け、その環境整備につとめる。
- (4) 女性労働に関わる情報、男女平等参画の取り組み、女性委員会の活動等の情報

提供につとめる。また学習会などでの活用に向け器材・資料提供につとめる。

(5) 女性委員会と男女平等推進委員会の役割・活動分野の明確化をはかり、有機的な連携により活動の推進をはかる。

(6) 「3.8 国際女性デー」等、国際連帯活動に取り組む。